

## 2 申告書の記載例

### 【事例1】暦年課税を適用する場合

私は、父から現金100万円、祖父から上場株式5,000株の贈与を受けました。  
暦年課税により申告します。

事例1

### 広島南 平成23年分贈与税の申告書

F D 4 7 2 3

提出用

住所 〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)  
 広島市南区〇〇町X丁目X番X号  
 フリガナ コウダ タロウ  
 氏名 甲田 一郎  
 生年月日 3/5/4年06月27日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号	名簿	財産	事案
申告書提出年月日	細目	処理	
災害等延長期限	コード	訂正	
出国年月日	関与区分	修正	
死亡年月日			

第一表 (平成22年分以降用)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日
	種類	数量	単価	財産の価額
住所 広島市東区〇〇町X丁目X番地 フリガナ コウダ タロウ 氏名 甲田 太郎 続柄 父 生年月日 明・大・平 17年4月27日	現金・預金 現金			平成23年05月10日
住所 尾道市〇〇町X丁目X番X号 フリガナ コウダ コウイチ 氏名 甲田 幸一 続柄 祖父 生年月日 明・昭・平 9年2月16日	有価証券 上場株 株式会社	5,000株	290	平成23年07月28日
住所 フリガナ 氏名 生年月日				平成 年 月 日
財産の価額の合計額 (課税価格)	①			2450000
配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、 <input type="checkbox"/> 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)	②			2000000
基礎控除額	③			1100000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④			1350000
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤			135000
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥			
差引税額 (⑤-⑥)	⑦			135000

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑨	
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩	2450000
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪	135000
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫	0
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑬	0
申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬)	⑭	135000
この申告書が修正申告書である場合	⑮	0
	⑯	0

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有  
 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印  
 確認者

【事例2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。  
平成23年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

町田 税務署長 平成23年分贈与税の申告書 FD4723

提出用 提出用

〒XXXX-XXXX (電話 XXXX-XXXX-XXXX)

住所 町田市〇〇△丁目×番×号

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。 トウキョウハコ

氏名 東京 花子

生年月日 343年01月05日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事実

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利率区分・期間等 数量 単価 価額

所在場所等 固定資産税評価額 倍数

財産を取得した年月日 財産の価額

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財産の価額の合計額(課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て] ④

④に対する税額(申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤

外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額(⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「贈与税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額(①+⑧) ⑩

差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)) [100円未満切捨て] ⑪

農地等納税猶予税額(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額) ⑫

株式等納税猶予税額(「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額) ⑬

申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑫-⑬) ⑭

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額(⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑩) ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額(⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)(平23.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(70 ページ参照)の提出が必要となります。

平成23年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4732

提出用		受贈者の氏名 東京花子	
<input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位は円)			
相続時精算課税	住所	土地 宅地 自用 86.50 m <sup>2</sup> 309,000	平成23年10月20日
	フリガナ	トウキョウ ｲﾁﾚｲ	平成 年 月 日
	氏名	東京 一郎	平成 年 月 日
	続柄	父	平成 年 月 日
生年月日	3 12 年 11 月 26 日		
財産の価額の合計額 (課税価格)	17	25950000	
特別控除額の計算	18	0	
特別控除額の残額 (2,500万円-⑱)	19	25000000	
特別控除額 (⑲の金額と⑳の金額のいずれか低い金額)	20	25000000	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-㉑-㉒)	21	0	
⑳の控除後の課税価格 (⑲-㉑) 【1,000円未満切捨て】	22	950000	
㉒に対する税額 (㉒×20%)	23	190000	
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	24	0	
差引税額 (㉒-㉔)	25	190000	
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	

「相続時精算課税選択の特例」(59 ページ参照)の適用を受けない場合には記入する必要はありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例2

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

※印欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一)(平23.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降)

受贈者	住所 又は 居所	〒 XXX-XXXX 電話 (XXX - XXXX - XXXXX) 町田市 〇〇 Δ 丁目 X 番 X 号
	フリガナ	トウキョウ ケイコ
	氏名 (生年月日)	東京 花子 (大・平 43 年 1 月 5 日)
	特定贈与者との続柄	長女

私は、下記の特定贈与者から平成 23 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	町田市 〇〇 Δ 丁目 X 番 ΔΔ 号
フリガナ	トウキョウ ケイコ
氏名	東京 一郎
生年月日	明・大・平 12 年 11 月 26 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号
-------	-----	------

※ 税務署整理欄	届出番号	-	名簿						確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「23」と記入してください。

平成23年中に特定贈与者の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 23 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 21 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(37 ページ参照) を使用してください。

《事例 2 の添付書類》

相続時精算課税 (59 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。) の適用を新たに受ける場合 (27 ページの (注) 3 参照) には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 1 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後 (相続時精算課税選択の特例) の適用を受ける場合を除きます。) 又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署におたずねください。

《適用要件》

1 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の 1 月 1 日において 65 歳以上 (昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人) で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上 (平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人) で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

(注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には 20 歳以上である孫を含みます。  
2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

## 2 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（4 ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（70 ページ参照）（注）2 及び 3 参照）を「**贈与税の申告書第一表**」、「**贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（26 ページ参照）とともに**受贈者の住所地の所轄税務署長**に提出しなければなりません。

なお、贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、**暦年課税が適用されます**（注）2 に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記により、相続時精算課税選択届出書を提出した人を「**相続時精算課税適用者**」、その届出書に係る贈与者を「**特定贈与者**」といいます。
- 2 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（26 ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 3 平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 4 上記の手続は、住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例のひとつである 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合にも必要となります。
- 5 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署におたずねください。

### Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

### Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければいけないのでしょうか。

答： 父母それぞれに作成する必要があります。  
相続時精算課税選択届出書は、贈与をした者ごとに作成しなければなりません。  
なお、具体的な計算例については、28 ページをご覧ください。

(参考) 相続時精算課税の適用を受ける場合の具体的な計算例

(設例 1) 同一年中に特定贈与者 2 人から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 2,500 万円の財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税率	贈与税額
3,000 万円	- 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額			
2,500 万円	- 2,500 万円	= 0 万円	(贈与税額は、算出されない。)	・・・②

(納付すべき税額)

① + ② = 100 万円

(設例 2) 同一年中に特定贈与者及び特定贈与者以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 200 万円の財産の贈与を受け、父から贈与を受けた財産についてのみ相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税率	贈与税額
3,000 万円	- 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

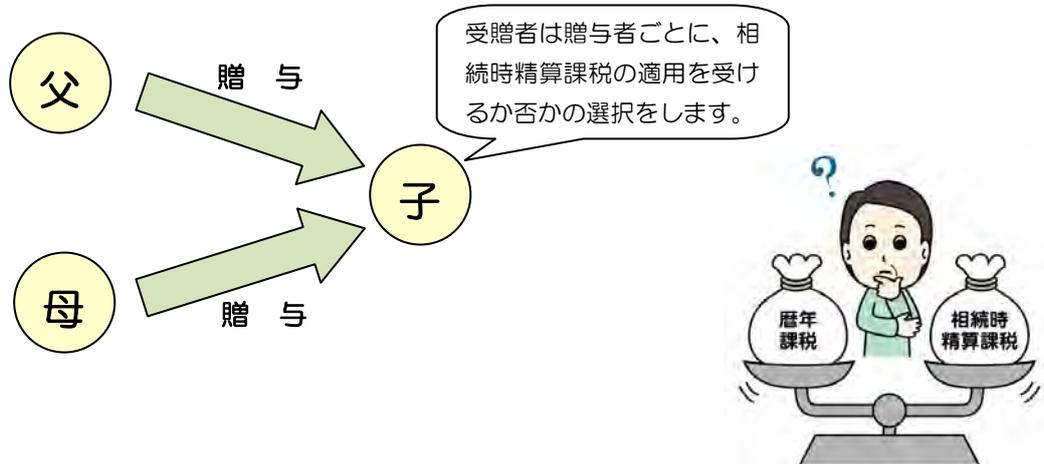
(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	基礎控除額		(※) 税率	贈与税額
200 万円	- 110 万円	= 90 万円	90 万円 × 10%	= 9 万円・・・②

(※) 適用する税率は、1 ページの「贈与税の速算表」をご覧ください。

(納付すべき税額)

① + ② = 109 万円



【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。

贈与税の配偶者控除の特例を適用し申告します。

札幌西 税務署長 殿 平成23年分贈与税の申告書

FD4723

提出用  
受取印

〒XXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 札幌市西区〇〇条ΔX丁目X番X号

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。  
オツヤマ キョウコ

氏名 乙山 京子

生年月日 320年07月26日 職業 無職

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号

申告書提出年月日

災害等延長期限

出国年月日

死亡年月日

名簿

財産

細目

コード

関与区分

事案

処理

訂正

修正

第一表 (平成22年分以降用)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日	
	種類	目録区分・説明等	数量	単価	財産の価額
住所 札幌市西区〇〇条ΔX丁目X番X号 フリガナ オツヤマ イチロウ 氏名 乙山 一郎 夫 生年月日 明・大(昭)平19年7月   日	土地	宅地 自用地 (持分2/3)	165.00 m <sup>2</sup>	270,000	平成23年08月18日
住所 “ フリガナ “ 氏名 “ 生年月日 明・大(昭)平 年 月 日	家屋	家屋 (木造) 自家用敷地	124.21 m <sup>2</sup>	145,600	平成23年08月18日
住所 “ フリガナ “ 氏名 “ 生年月日 明・大(昭)平 年 月 日					平成 年 月 日
財産の価額の合計額 (課税価格)					① 23020600
配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、.....私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額)の合計額を記入します。)					② 20000000 (最高2,000万円)
基礎控除額					③ 11000000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】					④ 11920000
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)					⑤ 192000
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)					⑥
差引税額 (⑤-⑥)					⑦ 192000

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入しますが、左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、(第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)	⑧
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑨

課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩ 23020600
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪ 192000
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑬
申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬)	⑭ 192000
この申告書が修正申告書である場合	⑮
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩)	⑮
申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)	⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者 印

(資5-10-1-1-A4統一) (平23.10)

平成 23 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい	
		いいえ	
4	【3 で「はい」と回答した方のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうち不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうち金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 24 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 24 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

事例 3

《事例 3 の添付書類》

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限り、ます。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限り、ます。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

《特例の概要》

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合とも、それぞれの贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110 万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円（その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

- (注) 1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。  
2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。



提出用

# 平成23年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者印

受贈者の氏名 丙野 二郎

次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所 所沢市△△××丁目×番×号	所沢市△△××丁目 ×番×号	平成23年09月26日
フリガナ ハイ / 90ウ	続柄 X番X号	住宅取得等資金の金額 12000000
氏名 丙野 太郎	祖父	平成□□年□□月□□日
生年月日 明・大・昭・平 9年5月20日		
住宅取得等資金の合計額	(26)	12000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続柄	住宅取得等資金の金額
氏名		平成□□年□□月□□日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	(27)	
非課税限度額	(28)	
平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	(28)	
非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2)	(29)	10000000
26のうち非課税の適用を受ける金額	(30)	10000000
27のうち非課税の適用を受ける金額	(31)	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (28の金額を限度とします。)	(32)	10000000
26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)	(33)	20000000
27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)	(34)	

28又は29に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、28又は29の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二は、平成23年分用(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

事例4

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	24・2・20	提出した税務署	所沢 税務署
-------------------	---------	---------	--------

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署を理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

【事例5】住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合

私は、自分の住宅用家屋を新築するために、父から現金3,500万円の贈与を受けました。

家屋は平成23年中に完成し、居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税制度（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は65歳未満であるため、相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、55・59ページを参照してください。

提出用 税務署受付用

藤田 税務署長 殿 平成24年2月24日提出 平成23年分贈与税の申告書 FD4723

〒XXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)

住所 名古屋市緑区〇〇丁目×番×号

フリガナ \*フリガナは、必ず記入してください。 ナゴヤ 伊ロウ

氏名 名古屋 一郎

生年月日 350年05月22日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成22年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日	
	種類	細目	数量	単価	財産の価額
住所					平成 年 月 日
刀狩 氏名					平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
住所					平成 年 月 日
刀狩 氏名					平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
住所					平成 年 月 日
刀狩 氏名					平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日					平成 年 月 日
財産の価額の合計額 (課税価格)	①				
配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、.....□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②				(最高2,000万円)
基礎控除額	③				1100000
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④				000
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤				
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥				
差引税額 (⑤-⑥)	⑦				
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)	⑧				25000000
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額)	⑨				
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑩				25000000
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】	⑪				00
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫				00
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬				00
申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬)	⑭				00
この申告書が修正申告書である場合	⑮				00
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑪)	⑮				00
申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫)	⑯				00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有

☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (P23.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑪ (35ページ参照) から転記します。

申告書第二表の⑫ (35ページ参照) から転記します。

提出用

平成23年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名 <b>名古屋 一郎</b>	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 <b>名古屋中緑区〇〇XX丁目△番△号</b> フリガナ <b>ナゴヤ タロウ</b> 続柄 <b>父</b> 氏名 <b>名古屋 太郎</b> 生年月日 <b>明・大・昭・平 23年 12月 12日</b>	取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 <b>平成 23年 09月 16日</b> 住宅取得等資金の金額 <b>0035000000</b> 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住宅取得等資金の合計額 <b>26</b> <b>0035000000</b>	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 続柄 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	取得した財産の所在場所等 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住宅取得等資金の合計額 <b>27</b> <b>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</b>	
非課税限度 平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円) <b>28</b> <b>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</b> 非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2) <b>29</b> <b>0010000000</b>	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 フリガナ 続柄 氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
26のうち非課税の適用を受ける金額 <b>30</b> <b>0010000000</b> 27のうち非課税の適用を受ける金額 <b>31</b> <b>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</b> 非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (29の金額を限度とします。) <b>32</b> <b>0010000000</b> 26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (28に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) <b>33</b> <b>0025000000</b> 27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (29に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) <b>34</b> <b>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</b>	住宅取得等資金の合計額 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例5

申告書第二表の財産の価額(35ページ参照)に転記します。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	<b>24・2・24</b>	提出した税務署	<b>熱田 税務署</b>
-------------------	----------------	---------	---------------

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	名簿	〇〇〇〇〇〇〇〇	確認	
-----------	------------	----	----------	----	--

※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（70ページ参照）の提出が必要となります。

申告書第二表は、特定贈与者ごとに作成します。

平成23年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） F D 4 7 3 2

提出用		受贈者の氏名 名古屋 一郎	
<input type="checkbox"/> 次の特例の適用を受ける場合には、□の中にし印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位は円）			
相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	住所	種類 細目 利用区分・税別等 数量 単価 所在場所等 固定資産税評価額 倍数	財産の価額
	フリガナ ナゴヤ タロウ 氏名 名古屋 太郎	現金・預貯金等 現金（住宅取得等資金） 申告書第一表の二のとおり	平成23年09月16日 25000000
	続柄 生 年 月 日 □ □ □ □ 年 □ □ □ □ 日 明治1、大正2、昭和3、平成4		平成□□年□□月□□日 平成□□年□□月□□日
算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	17	25000000
	特別控除額の計算	18	00000000
	特別控除額の残額（2,500万円-⑮）	19	25000000
	特別控除額（⑰の金額と⑱の金額のいずれか低い金額）	20	25000000
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-⑱-⑲）	21	00000000
	⑳の控除後の課税価格（⑰-⑳）【1,000円未満切捨て】	22	00000000
	㉑に対する税額（㉒×20%）	23	00000000
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	24	00000000
	差引税額（㉑-㉒）	25	00000000
	上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）	

「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、□にし印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の⑳ (34ページ参照) から転記します。

申告書第一表の㉑ (33ページ参照) に転記します。

申告書第一表の㉒ (33ページ参照) に転記します。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

※印欄には記入しないでください。 (資5-10-2-1-A4統一) (平23.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

受贈者 熱田 税務署長 殿 平成24年 2月 24日	住所 又は 居所	〒×××-×××× 電話(××× - ××× - ××××) 名古屋市緑区00××丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ 14 町
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 50年 5月 22日)
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から平成23年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市緑区00××丁目△番△号
フリガナ	ナゴヤ 7 町
氏名	名古屋 太郎
生年月日	明・大・昭・平 23年 12月 12日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
    - ① 受贈者の氏名、生年月日
    - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
  - (2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
  - (3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
  - (4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	-	名簿						確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「23」と記入してください。

平成23年中に特定贈与者の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して、「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。適用を受けようとする特例の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

○「住宅取得等資金の非課税制度」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	はい	いいえ
2	あなたの、平成 23 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	はい	いいえ

○「相続時精算課税選択の特例」に関する事項

3	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の共通事項

4	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
5	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	はい	いいえ
6	既に住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住していますか。又は、平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なく居住する見込みですか。(57 ページのロ(注)参照)	はい	いいえ
7	平成 24 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、贈与を受けた資金の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。(56 ページのイ(注)1 参照)	はい	いいえ
8	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があるあなたの居住の用に供されるものですか。 (注) 増改築等の場合は、増改築後の住宅用の家屋の床面積をいいます。	はい	いいえ
9	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあるものですか。	はい	いいえ
10	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）を新築若しくは取得又は増改築等をしたものですか。(56 ページのイ(注)1 参照)	いいえ	はい

○ 住宅用家屋の取得のための金銭の贈与を受けた人は「11」について、増改築等のための金銭の贈与を受けた人は「12」から「14」について記入してください。

11	取得した住宅用家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類」の【新築又は取得の場合】の A の表の 3 に掲げる「耐震基準適合証明書」又は「住宅性能評価書の写し」により証明されたもの	はい	いいえ
12	増改築等の工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 40 ページの「添付書類」の【増改築等の場合】の A の表の 2 に掲げる「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものですか。	はい	いいえ
13	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上のものですか。	はい	いいえ
14	【増改築等の部分に居住の用以外の用に供される部分がある人のみ記入してください。】 増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	はい	いいえ

## 《事例4及び事例5の添付書類》

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例には、「住宅取得等資金の非課税制度」（55 ページ参照）と、「相続時精算課税選択の特例」（59 ページ参照）があります。

ここでは、「住宅取得等資金の非課税制度」又は、「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合の添付書類について説明します。

### 1 「住宅取得等資金の非課税制度」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3の表に掲げる書類が必要となります。

添付書類	
1	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）
2	受贈者の戸籍の謄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類 （所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）

### 2 「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3の表に掲げる書類が必要となります。

添付書類	
1	相続時精算課税選択届出書（70 ページ参照）
2	26 ページの添付書類の表に掲げる書類
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）

### 3 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」に共通して必要な書類

上記1又は2に掲げる書類のほか、次の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。

#### 【新築又は取得の場合】

新築又は取得の状況	必要な添付書類
A 住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人	39 ページAの表の書類
B 住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人	39 ページBの表の書類
C 住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人	39 ページCの表の書類

#### 【増改築等の場合】

増改築の状況	必要な添付書類
A 住宅用の家屋の増改築等をして居住した人	40 ページAの表の書類
B 住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人	40 ページBの表の書類
C 住宅用の家屋の増改築等が完了していない人	41 ページCの表の書類

**【新築又は取得の場合】**

**A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人**

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から住宅用家屋（その敷地の用に供されている土地等を取得する場合は、その土地等を含みます。）の新築又は取得をしたことを明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書等で明らかになる場合は、登記事項証明書等で差し支えありません。
2	新築又は取得をした住宅用家屋に関する <b>登記事項証明書</b> （取得した住宅用家屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要です。） （注） 贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。
3	取得した家屋が 57 ページの口のアの表の 2 の③のみに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類 ① <b>耐震基準適合証明書</b> （注） その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り ます。 ② <b>住宅性能評価書の写し</b> （注） その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限り ます。
4	<b>受贈者の住民票の写し</b> （新築又は取得した住宅用家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限り ます。）

**B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人**

⇒上記の A の表の 1 から 3 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく住民票の写しを提出してください。

**C 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人（57 ページの（注）に該当する  
場合に限り  
ます。）**

⇒上記の A の表の 1 の書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し
2	住宅用家屋の新築工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なくその家屋に関する登記事項証明書及び住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく登記事項証明書及び住民票の写しを提出してください。 なお、贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。

【増改築等の場合】

A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等をして居住した人

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から増改築等（増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたことを明らかにする書類
2	<p>居住の用に供している家屋の増改築等に係る工事が、次に掲げるいずれかの工事に該当するものであることを証する書類</p> <p>① その工事が増築、改築、建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替である場合には、建築主事から交付を受けた建築基準法第 6 条第 1 項に規定する<b>確認済証の写し</b>、建築主事等から交付を受けた建築基準法第 7 条第 5 項に規定する<b>検査済証の写し</b>又は建築士から交付を受けた<b>増改築等工事証明書</b></p> <p>② その工事が区分所有建物について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた<b>増改築等工事証明書</b></p> <p>i その区分所有する部分の主要構造部である床及び最下階の床の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替</p> <p>ii その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限りします。）</p> <p>iii その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限りします。）</p> <p>③ その工事が家屋（区分所有建物については受贈者が区分所有する部分に限りします。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた<b>増改築等工事証明書</b></p> <p>④ その工事が家屋について行う次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた<b>増改築等工事証明書</b></p> <p>i 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定</p> <p>ii 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準</p>
3	<p>増改築等家屋に関する<b>登記事項証明書</b> （登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。）</p> <p>（注） 贈与を受けた増改築等のための金銭によりその増改築等の敷地の用に供されることとなる土地等を取得する場合には、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p>
4	増改築等家屋の増改築等に係る <b>工事の請負契約書</b> その他の書類で、その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し
5	<b>受贈者の戸籍の附票の写し</b> その他の書類で、受贈者が増改築等の工事前にその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類（増改築等家屋に居住した日以後に作成されたものに限りします。）

B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人

⇒上記の A の表の 1 から 4 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	増改築等後直ちにその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	<p>増改築等家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく戸籍の附票の写しその他の書類で受贈者がその増改築等の工事前に増改築等家屋を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p> <p>（注） 増改築等家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく上記の書類を提出してください。</p>

C 平成24年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等が完了していない人（57ページの（注）に該当する場合に限ります。）

⇒40ページのAの表の1の書類のほか、次の表に掲げる書類

添付書類	
1	工事の請負契約書その他の書類又はその写しで、増改築等をしている家屋が57ページのBの表の1に該当することとなることを明らかにするもの
2	増改築等をしている家屋の増改築等に係る工事の状態が、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく40ページのAの表の2から5までの書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注）増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく40ページのAの表の2から5までの書類を提出してください。

Q & A 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等

問：「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありますか。

答：対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありません。

また、対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等であることを証明するための添付書類にも相違点はありません。

なお、「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の両方の適用を受ける場合に重複する添付書類があるときは、重複する書類を重ねて提出する必要はありません。

【事例6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田及び畑、加えて現金300万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定です。農地等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。  
 （注） 特例の概要については、61ページを参照してください。

長野 税務署長 宛 平成23年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3  
 平成24年2月10日提出

提出用 納税者 受付印	住所 〒XXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX) 長野市〇〇町XX番地	税務署整理欄 (記入しないでください)	
	フリガナ タナカ サブロー	整理番号	名簿
	氏名 田中 三郎	申告書提出年月日	財産 事案
	生年月日 333年05月03日 職業 農業	災害等延長期限	細目 処理
		出国年月日	コード 訂正
		死亡年月日	関与区分 修正

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

取得した財産の明細	住所		取得した年月日	
	種類	細目	種類	数量
贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	土地	田 自用地	平成23年08月25日	1
住所 長野市〇〇町XX番地	土地	畑 自用地	平成23年08月25日	1
フリガナ タナカ サブロー	現金預貯金等	現金	平成23年08月25日	3000000
氏名 田中 太郎 父	財産の価額		18200450	
生年月日 明・大・昭・平 5年6月28日	配偶者控除額		0	
住所 〃	基礎控除額		1100000	
フリガナ 〃	②及び③の控除後の課税価格		1710000	
氏名 〃	④に対する税額		630000	
生年月日 明・大・昭・平 〃年 月 日	外国税額の控除額		0	
住所 〃	差引税額		630000	
フリガナ 〃	課税価格の合計額		18200450	
氏名 〃	差引税額の合計額		630000	
生年月日 明・大・昭・平 〃年 月 日	農地等納税猶予税額		611000	
住所 長野市〇〇町XX番地	株式等納税猶予税額		0	
フリガナ 〃	申告期限までに納付すべき税額		190000	
氏名 〃	この申告書が修正申告書である場合		0	
生年月日 明・大・昭・平 〃年 月 日	申告期限までに納付すべき税額の増加額		0	
住所 〃	申告期限までに納付すべき税額の増加額		0	

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「措置法第70条の4第1項適用分別添計算書のとおり」と記入します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑥（43ページ参照）に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨（43ページ参照）から転記します。

相続時精算課税分 (暦年課税分のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)	⑧	0
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額)	⑨	0
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑧の金額の合計額)	⑩	18200450
課税価格の合計額 (①+⑧)	⑪	630000
差引税額の合計額 (納付すべき税額) [100円未満切捨て]	⑫	611000
農地等納税猶予税額 (農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書)の⑨の金額)	⑬	0
株式等納税猶予税額 (株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)の3の④の金額又は株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)の2の②の金額)	⑭	190000
申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬)	⑮	0
この申告書が修正申告書である場合	⑯	0
差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の①)	⑰	0
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の②)	⑱	0

事例6

提出用

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 田中 太郎  
 生年月日(明・大・昭・平) 5年 6月 28日

受贈者の氏名 田中 三郎

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合は、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細				面積	単価	価額
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、水小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の 場合のその別	所在場所	固定資産税 評価額			
田		長野市00町 121番	1.012 126.500円	13 円倍	1,644,500円	
〃		〃 122番	1.012 126.500	13	1,644,500	
〃		〃 123番	1.012 126.500	13	1,644,500	
〃		〃 124番	744 93,000	13	1,209,000	
〃		〃 125番	858 107,250	13	1,394,250	
〃		〃 126番	1.012 126.500	13	1,644,500	
(計)			(5.650)		(9,181,250)	
畑		長野市00町 731番	1.058 69,828	19	1,326,732	
〃		〃 732番	1.058 69,828	19	1,326,732	
〃		〃 733番	1.042 68,772	19	1,306,668	
〃		〃 734番	1.642 108,372	19	2,059,068	
(計)			(4.800)		(6,019,200)	
合計			10,450㎡	③	15,200,450	

II 納税猶予税額の計算			
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑥ 6,300,000円
農地等以外の(申告書第一表上欄のA)財産の価額の①の金額	① 3,000,000円	相続時精算課税の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②	農地等以外の財産に対する贈与税額(⑤+⑦)	⑧ 190,000
基礎控除額	③ 1,100,000	④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤ 190,000
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④ 1,900,000	納税猶予税額 (⑥-⑧)	⑨ 6,170,000

(平成22年分以降用)

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。

「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。

「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

申告書第一表の⑫  
(42ページ参照)  
に転記します。

申告書第一表の⑪  
(42ページ参照)  
から転記します。

平成 23 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	田中 三郎
----	------------	----	-------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m <sup>2</sup>
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m <sup>2</sup>
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m <sup>2</sup>
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ )	④	m <sup>2</sup>
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m <sup>2</sup>

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成 24 年 2 月 8 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 田中 太郎 

(平成21年分以降)

平成22年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

## 書 き か た 等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
  - (1) 平成21年12月15日以前に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
  - (2) 平成21年12月15日以後に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（農地法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。
  - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
  - (4) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

《事例6の添付書類》

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」（43 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の <b>農業委員会の証明書</b>
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 <b>戸籍の抄本</b> など）
4	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の <b>市長（区長）の証明書</b>
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の <b>市町村長の証明書</b>
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）
8	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（44 ページ参照）など）
	① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。
	② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。
	③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積
	A 贈与者が今回贈与をした採草放牧地
	B 贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地
	C 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
	D 贈与者が今回贈与をした準農地
E 贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	
F 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	
④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。	
⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。	



株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		山田 一郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		山田 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲株式会社			⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	代表取締役		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	XXXXXXX（高松 署）			⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成15年4月1日		
③ 事業種目	金属加工機械製造業			⑨ 経済産業大臣の認定の状況	設定年月日	平成23年12月15日	
④ 贈与の時にける資本金の額	25,000,000 円			認定番号	XXXX		
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	5,000,000 円			⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無	
⑥ 贈与の時にける従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)		
23.11.16	60,000 ⑬ 円	40,000 ⑭ 円	50,000 ⑮ 円	10,000 ⑯ 円	50,000 ⑰ 円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	30,000 ⑱ 円		30,000 ⑲ 円	1,400 円	A 42,000,000 円		
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)				
42,000,000 円	1,100,000 円	40,900,000 円	18,200,000 円				
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
..							
..							
..							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
						平成 年 月 日	
						所在地	
						会社名	
						代表者氏名	印
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 - 入力 確認							
(資5-11-6-A4統一) (平23.10)							

平成23年6月30日以降用

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

事例7

○ 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「(平成23年6月30日以降用)非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」(50ページ参照)又は「(平成23年6月29日以前用)非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」(52ページ参照)で適用要件及び添付書類をご確認ください。  
なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

## 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）の書きかた等

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

  - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
  - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

※ 贈与者が贈与の時に於いて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合には**b**の全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には（**a - c**）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
  - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時に於ける価額を記入します。

なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。
- 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。



(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(2面)

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	<input type="checkbox"/>
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

**(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)**

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- この「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

**特例の適用に係る会社の名称:** \_\_\_\_\_

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料		
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じ。)を有していたことがありますか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
後継者(受贈者)	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。		○ 認定書の写し		
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ		
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ		
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ		
⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など			
贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注4)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など		
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し	
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ		
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ		
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ		
		⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注5)	はい	いいえ		
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注5)・(注6)	はい	いいえ		○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注7)	はい	いいえ		○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注8)	はい	いいえ		○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ		○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ		○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名 \_\_\_\_\_

受贈者(特例適用者) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

**(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(2面)**

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みません。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 6 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 7 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 8 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第8項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 9 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令等199号による改正前のものをいいます。
- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りです。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	<input type="checkbox"/>
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

### 《事例7の添付書類》

この非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」及び次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	贈与の時に <b>会社の定款の写し</b> (注) 定款が変更されたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。
2	贈与の時に <b>会社の従業員数証明書</b> (注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（「円滑化省令」といいます。）第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。
3	贈与の直前及び贈与の時（贈与直後）における会社の株主名簿の写しその他の書類で、会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が保有する会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（会社が証明したものに限ります。）
4	会社の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の <b>貸借対照表及び損益計算書</b> (注) 会社が租税特別措置法第70条の7第2項第8号又は第9号に規定する会社に該当する場合には、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
5	贈与の日の属する年の翌年1月1日以後に作成された会社の <b>登記事項証明書</b>
6	<b>経営承継受贈者の戸籍の謄本又は抄本</b> その他の書類で、経営承継受贈者が贈与の日において贈与者の親族に該当する旨を明らかにする書類
7	円滑化省令第7条第4項の <b>認定書の写し</b> 及び同条第2項の <b>申請書の写し</b>
8	<b>担保として提供しようとする財産の明細書</b> その他担保の提供に関する書類